不用車両(油圧ショベル) 売払いに伴う入札参加案内

この入札参加案内は、鳥取県東部広域行政管理組合(以下「本組合」という。)の不用車両の売 払いにあたり、入札参加方法及び必要書類、物件概要、注意事項について説明しています。

入札に参加を希望される方は、必ず全てを読んだうえで参加いただきますようお願いします。

1 物件について

次に掲げる車両の売払い

車種	台数	製造年次	取得年月	最終検査実施年月 (特定自主検査)
油圧ショベル		亚出。左		
MM 4 5 B	1台	平成8年 (1996年)	平成9年(1997年)3月	令和3年(2021年)12月
(メーカー名:三菱)				

2 入札参加資格について

入札参加申込書を提出できる者は、次に掲げる全てを満たしていることを条件とします。

- (1) 鳥取市の製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について(令和5年鳥取市告示第593号)に基づく競争入札参加資格を有するものであること。
- (2) 公告の日から入札(開札)の日までの間のいずれの日においても、鳥取県東部広域行政管理組合入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年5月1日制定)第3条又は鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)第3条による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札(開札)の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 鳥取県東部圏域内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代理人に対して契約締結の権限を委任する旨の委任状が提出されていること。
- (6) 落札後の引渡し時に車両引取りが可能な者であること。
- (7) 落札決定後に一括で車両代金が納入できる者であること。

3 入札参加申込み

- (1) 受付期間 令和7年9月9日(火)から令和7年9月30日(火)まで ※土日祝日は除きます。
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送

- (4) 提出先 鳥取県東部広域行政管理組合事務局環境衛生課(鳥取市鍛冶町18番地2)
- (5) 提出書類 入札参加申込書(様式第1号)1部 ※不備がある場合は、書面でその旨を通知します。

4 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時 令和7年10月7日(火)午後3時(入札後、即時開札する。)

(2) 入札及び開札の場所 鳥取市鍛冶町18番地2 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局分庁舎2階会議室

5 入札日当日に持参するもの

入札書(様式第2号)

委任状(様式第3号)(代理人により入札する場合)

6 入札方法

- (1) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出してください。
- (2) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、消費税及び 地方消費税を加算した金額を入札書に記載してください。なお、入札金額は輸送費、その他 経費を含むものとします。
- (3) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印しなければなりません。ただし、入札金額を訂正することはできません。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (5) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の法令に抵触する行為を行ってはなりません。
- (6) 入札者は、入札後、本入札に係る公告、入札参加案内等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (7) 再度の入札において前回入札最高金額以下の入札を行った者は、失格とします。
- (8) 参加申込後、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができます。ただし、入札執行前にあっては、入札辞退届を持参し、又は郵送してください。入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出してください。
- (9) 入札開始時刻までに入札場所に参集されないときは、棄権とします。

7 入札条件等

- (1) 落札者の決定方法は、予定価格以上の額で最高金額をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
- (2) 入札回数は、3回を限度とします。3回目の再度入札において、なお落札者がない場合に

は、最高の価格を持って申込みをしたものと随意契約を締結する場合もあります。

- (3) 開札前に天災その他やむを得ない理由を生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがあります。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札終了後、落札者は、課税事業者又は免税事業者である旨を明記した届出書を提出してください。
- (6) 暴力団、暴力団員及び鳥取県東部広域行政管理組合の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱(平成26年6月6日施行)第3条に規定する者(以下「排除措置対象者」という。)は入札に参加できません。また、入札参加者が排除措置対象者であるかどうかを管轄の警察署に照合する場合があります。

8 入札の無効事項

- (1) 郵送による入札
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者が行った入札
- (4) 委任状を提出しない代理人が行った入札
- (5) 記名押印のない入札書による入札
- (6) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容が確認しがたい入札書による入札
- (7) 同一の入札に対して同一人が複数の入札書を提出した入札
- (8) その他本入札参加案内等、入札に関する条件に違反した入札
- 9 入札に関する質問及び回答

入札に関する質問は、質問書(様式第4号)により、FAXで提出してください。なお、FAXを送信した場合、送信確認の電話をしてください。

質問事項に関する回答は、本組合ウェブサイトに掲載します。

(1) 質問期間

令和7年9月9日(火)~令和7年9月22日(月)午後5時必着 ※土日祝日は除きます。

(2) 回答期限

令和7年9月26日(金)

(3) 質問書の提出先

14 の担当部署

10 物件の確認

- (1) 確認場所 鳥取市伏野2220番地 鳥取県東部環境クリーンセンター
- (2) 確認日時 令和7年9月9日 (火) から令和7年9月22日 (月) まで

- ※午前9時から午後5時まで
- ※土日祝日は除きます。
- ※物件確認をご希望の方は、14の担当部署まで希望する日時等をご連絡ください。
- ※試乗はできますが走行は出来ません。

11 契約等について

- (1) 落札後7日以内(土日祝日を除く)に売買契約を締結するものとします。
- (2) 本組合と落札者による売買契約を締結するものであり、落札者以外による売買契約の締結はできません。
- (3) 車両代金等の納入は本組合発行の納付書により納入期限(契約から20日以内)までに一括で支払いしてください。分割による納入はできません。
- (4) 契約保証金は免除します。

12 物件引渡し等

- (1) 落札者が売買代金を完納後に、所有権の移転があったものとし、速やかに物件を現状のまま引き渡します。所有権移転に必要な手続きは、落札者が行うものとします。
- (2) 落札引渡し後の返却(返品)はできません。また、引渡し後に生じた不調・故障についての補償も一切行いません。
- (3) 物件引渡し後に本組合にて物件をお預かりすることはできません。
- (4) 物件にある本組合名(1箇所有り)は、確実に削除してください。物件引き渡し後14日 以内に削除したことを証する写真を5枚程度にまとめて提出してください。(データでの提出 可)
- (5) 物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、所有権移転に要する諸費用並びに公租公課等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者負担となります。

13 注意事項

- (1) 入札及び契約等の細部については、鳥取県東部広域行政管理組合財務規則(昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合規則第12号)第4条により準用する鳥取市契約規則(昭和39年鳥取市規則第3号)の規定を準用します。
- (2) 入札書はペンで記入してください。(鉛筆は不可)

14 担当部署

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 環境衛生課

鳥取市鍛冶町18番地2

電話 0857-26-0532、FAX 0857-29-2759 メールアドレス kankyo@east. tottori. jp